



北谷町特定不妊治療費助成のお知らせ



北谷町では、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けている夫婦に対し、その治療に要した費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を行っております。

1. 助成対象者：下記のすべての条件を満たす夫婦

- ① 沖縄県特定不妊治療費助成事業から助成を受けていること
- ② ①により助成を受けた後、確定申告で医療費控除をしていないこと
- ③ 法律上の婚姻をしていること
- ④ 申請日において、夫婦の双方又は一方が北谷町に1年以上住所を有していること
- ⑤ 町税等（町県民税・軽自動車税・国民健康保険税など）を滞納していないこと



2. 助成額

特定不妊治療に要した費用のうち、沖縄県の助成事業から交付を受けた助成額を控除した額を助成します。

※上限：15万円（県要綱第4条別紙のC及びFの場合は上限7万5千円）

3. 申請方法及び申請期間

必要書類を揃えて、北谷町保健相談センター窓口で申請をして下さい。

※申請期間は治療終了後1年以内です。

4. 申請の際に持ってくる物

- ① 沖縄県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- ② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し（保健所へ申請時に提出した書類です）
- ③ 当該特定不妊治療に要した費用に係る領収書（原本）
- ④ 振込先口座通帳の写し
- ⑤ 婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（※省略できる場合もあるので事前にご連絡ください）
- ⑥ 認印（夫婦それぞれの印鑑が必要です。）

5. 申請の際に記入していただく書類

※以下の申請書類は北谷町保健相談センターにあります

- ① 特定不妊治療費助成事業申請書
- ② 特定不妊治療費助成金請求書
- ③ 個人情報の取得に関する承諾書

 お問い合わせ先
北谷町保健相談センター
TEL：098-936-4336

